

学位論文題名

対抗要件否認規定における有害性について

学位論文内容の要旨

旧破産法下で対抗要件否認の法意あるいは趣旨として従来主に議論の対象とされてきたのは、対抗要件否認が他の否認権といかなる関係に置かれているか、という点である。即ち、対抗要件具備行為について本来否認は認められないのに対して、その権利外観が第三者に及ぼす影響を考慮して旧破産法(以下旧法)74条で特別対抗要件の否認を認めたのか(創設説)、あるいは対抗要件具備行為は財団との関係においては財産の増減に影響するとして通常の否認権と同様に対抗要件具備行為も旧法72条否認の対象となるが、対抗要件具備行為の特殊性を考慮して要件が加重されたのか(制限説)の対立である。

しかしながら、これらの対立の中には次の2つの問題が存在するにもかかわらず、区別されないままのように思われる。すなわち、①なぜ破産申立直前の対抗要件具備行為が悪いのか(対抗要件具備行為の有害性)との問題②対抗要件具備行為が有害であるとするなら、他の否認権とはいかなる関係に立つのか、との問題である。論理的には①の有害性根拠の問題が②の他の否認権との関係の問題に先行するはずである。なぜなら、仮に対抗要件具備行為にいかなる有害性も認められないのであれば、②の問題は生じるはずがないからである。従って、②の問題の前提として、①の問題が解決されなければならない。

もっとも、倒産手続開始直前の対抗要件具備行為がいかなる有害性を有しているのか、について検討することの意義は決して理論的整理の意味に留まらない。旧法下において論じられた対抗要件否認の法意としての創設説と制限説の対立によれば、支払不能後支払停止前の対抗要件具備行為を故意否認規定で否認できるか、についての結論に差異が生じていた。創設説によれば、支払停止前の対抗要件具備行為は対抗要件否認規定の要件に当てはまらない以上、否認することは当然に不可能である。これに対して、制限説内でも、対抗要件否認規定は危機否認の特則なのか、あるいは危機否認、故意否認の両者の特則なのか、について争いがあり、前者の立場からは、支払停止基準によらない故意否認規定で支払停止前支払不能後の対抗要件具備行為は否認できると解されていた。同じ問題は現行法においても生じうる。というのは、平成16年破産法改正により否認権規定の大幅な改正が行われ、故意否認と危機否認という否認類型が詐害行為否認と偏頗行為否認類型という行為に着目した類型に変更されたが、詐害行為否認類型については従来通り支払停止又は破産手続開始申立前にも否認可能であるし、更に偏頗行為否認類型については支払不能基準を採用することとなったのに対して、対抗要件否認規定は改正されることなく依然支払停止基準を採用しているからである。従って、対抗要件否認規定における有害性確定を前提として、対抗要件否認規定の他の否認規定との関係如何によりこの問題について結論が変わり得る、ということになる。更に、平成16年改正は別の問題を引き起こした。旧法下では、否認の結果受益者が財団に対して行った反対給付価格償還請求権の破産手続における扱いは破産債権であったので、故意否認、危機否認で同じであった(旧法77条-79条)。しかし、法改正により、詐害行為否認の受益者の反対給付価格償還請求権は、それが財団内に

現存しなくとも財団債権者として請求できることになった(破産法 168 条 1 項 2 号)。これに対して、偏頗行為否認の相手方の破産者に対する債権は破産債権のままであり、更に相手方は受けた給付を返還しない限り債権は原状に復しない(破産法 169 条)。他方で、否認の相手方が破産者に対して有する債権が破産手続においてどのような処遇を受けることになるかの点について明文は存在しない。従って、対抗要件を否認することについていかなる有害性を有するかについての判断、また他の否認類型といかなる関係に立つのかの判断如何によって、対抗要件否認の相手方が破産者に対して有する債権の破産手続における処遇の解釈に影響を受ける可能性がある。

以上の問題意識に従って、対抗要件具備行為がいかなる有害性を有する行為と評価できるかの観点から比較法的検討を行った。検討の対象は法の継受元であるフランス 1838 年商法典 448 条及びアメリカ連邦倒産法否認権規定である。これら規定に関する比較法的検討の結果、次のような示唆を得た。

債務者が担保権登記を遅らせれば、債務者財産が担保の負担付きであるにもかかわらず、なお債務者に担保の負担のない財産が存在するような見せかけの外観が生じる。第三者はこのような外観を信頼して融資を行う可能性があり、そうすれば第三者の信頼が害されることから、そのような第三者の信頼を保護する必要がある。1838 年フランス商法典 448 条 2 項 3 項の立法趣旨は、破産直前の登記を否認することで、このような第三者の信頼を保護することを目的としていた。しかしながら、当該規定の現実の運用を検討すると、当初の立法趣旨に沿って運用されていた訳ではなかったことがわかった。というのは、登記の有無が第三者に対してもたらす権利の外観を問題視するのであれば、全ての担保権登記の不存在が権利の外観をもたらすのだから、倒産前に遅れて登記は全て当然に当該規定の適用範囲に含まれるはずである。しかし、実際には本条は、担保権者の優先権の順位を新たに取得させるような性質の担保権登記が遅れてされた場合を適用対象としており、対象となる登記を制限的に解していたことがわかった。このような 448 条 2 項 3 項の運用は、我が国の現行破産法にひき直すと、倒産前の一定期間について一部債権者の優先権取得を否定する偏頗行為否認規定と近似性を有するものである。

倒産前の対抗要件具備行為の効果を否定する一連のアメリカ連邦倒産法否認権規定に関しても、その当初の立法趣旨は、債務者財産の登記を伴わない秘密取引は第三者を害することから、秘密取引を防止する点にあるとされてきた。しかし、立法当時主張されていた秘密取引の第三者に対する損害発生可能性に関しては、早い登記に権利取得の優先権を付与することで、少なくとも第三者が権利を相争う者である場合には、問題の解決が図られている旨の指摘がされている。更に、第三者が一般債権者の場合であっても、一般債権者は融資後に債務者が財産処分することを止めるいかなる権利も有していないことから、そもそも保護の必要性に欠ける旨の主張がされる。以上のように、アメリカでは現在、そもそも登記が遅れてされた場合の第三者保護の必要性に対する疑問が提示されている。他方で、一連のアメリカ連邦倒産法否認規定の中でも、我が国の対抗要件否認規定と類似性を有する規定として、偏頗行為の基準時を権利移転時ではなく、権利移転の登記時とする規定が存在する。この規定の位置づけに関する解釈において、倒産直前に遅れて登記をする行為は、他の債権者との関係で、自己の地位を相対的に上げる行為に他ならないと解する立場がある。

以上を踏まえ、これらの比較法上の検討の結果、倒産直前の対抗要件具備行為の有害性とは、そうでなければ一般債権者となる者が、対抗要件具備行為により自己の地位を相対的に改善させ、債権者間の平等を害する点にあるとして、その偏頗行為性にあると結論づけた。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 高 見 進
副 査 教 授 町 村 泰 貴
副 査 教 授 新 堂 明 子

学 位 論 文 題 名

対抗要件否認規定における有害性について

対抗要件否認規定の制度趣旨の理解については、日本では古くから創設説と制限説の対立があり、両説は、対抗要件否認規定と一般否認規定の関係についての説明が異なり、ひいて、解釈上の差異も生じさせていた。また、平成16年の破産法改正で詐害行為と偏頗行為が明確に区別されるなど否認権の一般規定についての要件効果について大幅な改正があったにもかかわらず、対抗要件否認の規定はそのままであり、対抗要件否認規定と一般否認規定の関係について新たな考察が必要とされる状況が生じている。

論者は、本論文で、従来の日本での創設説と制限説の議論を検討し、それが、論者の問題意識には十分応えないことを確認した後、比較法的素材を求めて仏法とアメリカ法について検討している。

日本の対抗要件否認規定は、1838年仏商法典448条を継受しているが、そこから遡って検討し、この規定の趣旨は、登記を遅らせることにより債務者に生じる見せかけの信用を信頼した第三者を保護することにあったことが確認される。フランスでは、18世紀末から公示制度が全国的に行われるが、危機時期において対抗要件を具備しても否認が問題とならない登記と問題となる登記があり、問題となるかならないか争いがあるものもあった。それらについて、判例・学説を詳細に検討して、その検討結果として、種々の抵当権あるいは先取特権の登記が商法典448条の対象となるかについて、仏法は、複雑な様相を呈しているが、登記前にもともと他の債権者との関係で優先権が確保されており、登記がその優先権の順位を保全するものとしての性質を有するものについては否認の適用対象とせず、登記がなければ債務者の他の債権者に対して優先権を主張できないような性質の権利について、登記が債権者に新たに優先権の順位を得るものについては適用対象とするという傾向が見いだせるとする。また、仏不動産登記に関する1855年法で、売買などあらゆる原因にもとづく所有権移転について対抗要件としての登記が必要とされたにもかかわらず、一部に反対説はあったものの、判例・通説は、それらの登記については、法の文言など形式的な理由をあげて対象としないことに見解が一致していることを紹介している。仏法は、その後結局倒産法改正に関する1967年法で、商法典の当該条文を廃止するにいたったが、その間の事情も詳しく紹介している。

以上の検討から、仏法では、対抗要件具備を無効とする規定の対象は、もっぱら担保権のみが問題とされていたのであり、商法典448条の実質は担保権者同士の優劣の調整規定であったとし、登記制度の確立とともにその必要もなくなったことが、1967年法で仏法が対抗要件無効（否認）規定を廃止しその後復活の機運も全くないことを支えていると推測する。

つぎにアメリカ法について、隠れた担保権の設定から債権者を保護するために使われてきた、①詐欺的譲渡法、②破産管財人による strong-arm 権限（対抗要件をえていない権利取得者の権利取得を破産財団との関係で否定する権限）、③偏頗行為否認について、どのような債権者を保護するためかの観点を中心に、それぞれ、制度の沿革からはじまり、現在までの制度の変遷が詳しく紹介されている。その結果、①に関しては、隠れた担保により信頼がもっとも害される者は担保権者であり、登記制度の確立により、担保権者は自らそれを利用して登記をすれば債務者の経済的破綻時に確実に自己の権利を確保できる以上、隠れた担保により害されることもなくなるので、詐欺譲渡法での担保権者の保護の必要性が薄れていき、そのことが、詐欺譲渡法の規制の変遷に影響を与えていると思われると結論づける。②に関しては、現在のアメリカ倒産法はそれを肯定するが、この趣旨について、倒産申立てに先立ってなされた倒産者の秘密の取引を無効とすることにあるとしてそれを支持する学説が多いが、反対説もあることを紹介している。③に関しては、担保権を設定して与信した債権者が、対抗要件具備が遅れてその具備から一定期間内に破産申立てがあると否認されることになるが、立法者はこれらを秘密の担保に対処する趣旨と説明してきた。しかし、その点について、Jordan らは、このようなことが起こるのは、与信債権者のために直ちに担保権の対抗要件を具備すると、他の債権者が無担保の与信をすることを妨げることになるのを恐れるからであり、本質的問題は債権者に対する詐害行為であり、偏頗行為でないとするのに対して、Jackson は、「債権者が倒産における集団的手続を予期して他の債権者との関係で現に有している地位を変更しようとするのを妨げる」のが偏頗法であり、上の債権者はそれにあたるので実質は偏頗行為であるとしていることを紹介している。

仏法における対抗要件否認規定である 1838 年仏商法典 448 条については、対象が抵当権と先取特権に限られていたこと、1967 年法で規定が廃止されたことなどはすでに紹介されているが、それ以上に詳細に検討するものはこれまでなかった。本論文は、この規定について、時代的には、その前史から順に、最終的に廃止されるまでの過程を丁寧に跡づけ、フランスにおける不動産登記制度の展開とのからみあいを追いつながりながら、種々の抵当権と先取特権の中で否認の対象となるかどうか判例・学説上争われていたものがあることとその内容を詳細に明らかにしている。この点に十分な価値を認めることができよう。アメリカ法については、詐欺譲渡法の展開や登記制度の確立の過程、strong-arm 権限のアメリカ倒産法における展開、偏頗行為否認の発展の紹介それ自体にはそれほど目新しいものはないが、隠れた担保で害される債権者を救済する制度としての観点から制度を掘り下げて検討し、学説の対立もその視点から丁寧に拾い上げていると評価できる。

論者は、担保権者と異なり一般債権者については、そもそも特定の物が自己の債権の引き当てになることを期待できないのであるから危機時期に対抗要件が具備されても期待が害されることはないとするが、しかし、Jackson の議論を援用して、対抗要件を具備する行為が偏頗行為であるとして、日本法の対抗要件否認の規定を維持すべきであるとする。この点については、Jackson の説明もやや抽象的なレベルでのものであり、なお論証が不十分とも思われる。なお、一般債権者の信頼保護については、先行研究として、すでに、アメリカ法の否認規定の検討を踏まえ、現在では、一般債権者は、与信にあたって債務者の財務内容を細かく報告させるなどの形でモニタリングを行っており、債権者の信頼保護といった抽象的な議論では対抗要件否認規定の合理性を基礎づけることができなないとするものがある。論者の議論は、詐欺譲渡法などについて検討することで、この論点の検討に厚みを加えたものとして評価できよう。

以上、やや論証が荒削りで不十分な点も一部にあるが、フランスとアメリカの2つの国についてこの問題について詳細な検討を加え、多くの新たな知見をもたらしたことを評価し、博士（法学）に相応しいと判断した。